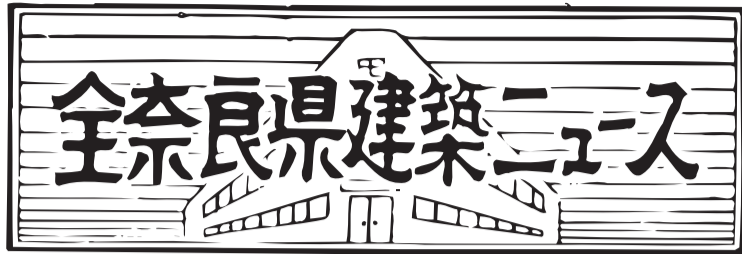


10月15日(火)から21日(月)

**違反建築防止週間が始まります**  
中間・完了検査を受けましょう!



発行所  
奈良県建築労働協同組合  
橿原市小綱町9番8号  
電話 (0744) 22-5115 (代)  
FAX 22-9111  
発行人 本部執行委員会  
http://www.narakenchiku.com  
access-mail@narakenchiku.com

秋の組織拡大強化月間  
(9月~10月)

# 仲間のつながり活かす

## 工夫を凝らしてできることを

拡大目標100名達成に向けて拡大運動に奮闘中です  
令和5年11月から令和6年9月までの新規加入者は90名!

### 誰か紹介して下さいはNG!

困りごとを引き出す対話のために訪問行動を

- ①だれか紹介してください!と訪問すれば、大抵は引かれます。
- ②組合で〇〇業務をやっています!と訪問しても、  
本人に興味が無ければ「組合業務の押し売り」になります

※そうではなくて、何か困ってることは無いですか?と、

困りごとを聞き出す事をメインにお話しする事が大切だと言うことです。その対話のキッカケになる話題はその時々で様々。現場の人手不足や労災や材料調達、健康保険など、多かれ少なかれ困っています。そのついでに困っている仲間がいたら、「組合がある事を伝えてほしい」と願います。この継続が組合の信頼を高める事に繋がり、仲間が組合を紹介してくれることに繋がります。  
**最初から、誰か紹介してはNG。**

9月末の組織数は2242人で、令和2年9月以降2500名を割っています。9月は新規加入者が10名でありました。昨年9月時の2314名との比較では72名の減少となりました。

新規加入者数については昨年11月から9月20日時点において90人、新規加入者の平均年齢は39歳となりました。

組合加入動機で一番多いのが仲間や親方の紹介です。加入目的では中建国保と労災保険で約82%、適用除外(事業所入職)が9%となっており、一人ひとりの仲間が、自分の働く現場で組合宣伝をお願いいたします。各支部では現場訪問や組合員宅訪問はじめホームセンターでの宣伝など様々な拡大運動を展開しています。組合員皆さん一人ひとりが団結し力を合わせていくことで、より大きな力となり、その大きな力は拡大目標達成に向けて結果が得られると思います。

「絆」は「力」です。



健診を受けられる組合員皆さん

生活習慣病予防の徹底を図るため、中建国保の集団健診を奈良県健康づくりセンターで、9月9日から14日までの6日間にわたり実施されました。

昨年度は新型コロナウイルス感染症が5月に季節性インフルエンザと同じ5類に移行となり、行動制限もなくなったこともあり健診受診者も1265人となりましたが、本年度は受診者が少し減少し1177人となりました。

42.3%で、全体の受診は1463人となっています。中建国保の全32支部平均受診率56%を上回りました。

若いうちから健診を受診することは、早期に高血圧や高血糖など体の変化に気づき、悪化する前に日々の生活を振り返り改善することが出来るため、生活習慣病予防に繋がります。中建国保ではすべての組合員と中建国保に加入している20歳以上の家族に健診費用の補助を行っています。出張所が行う集団健診に限らず、事業所や個人で受けた健診結果を提供して頂いた場合にも健診費用の補助が受けられます。

また、節目年齢を迎える方には人間ドック補助も実施しています。基本健診(特定健診)・胸部レントゲン撮影・がん検診の結果を含む健診が対象となり、年度内につき1回、掛かった費用に応じて、健診か人間ドックのどちらか一方の補助額を支給しています。

健康な方が増えるほど医療費は削減できるため、一人でも多くの方に健診を受けて頂くよう今後も受診勧奨に努めていきます。中建国保では今後も、被保険者が健診受診の機会を失うことがないよう健康診査事業を進めていきます。

(中建担当書記 伊藤記)

# 中建国保の 健診受診者数は1177名

### 北葛支部 組織拡大行動

9月13日に組織拡大パトロールを支部役員3名で一日かけて北葛支部管内を巡回しました。早朝からはビバホーム橿原で橿原支部と共に朝宣伝を行い、その後、本部

宣伝カーで組織拡大パトロールに出発しました。支部管轄外でありましたが、組合員さんが施工するお寺の修復現場を訪問し、「何か困りごとはないです



現場訪問をして中建や労災を説明する役員さん

拡大目標を達成しても貪欲に多くの仲間へ声かけ

か?」また、安全第標を15名と打ち立て、8月末時点では20名も新規加入者に繋がり目標は達成しましたが、引き続き、一人でも多くの仲間へ声掛けして拡大に努めていきます。

また、分会役員さん宅や事務所、工場等を中心に訪問しながら街宣行動を行いました。残暑厳しい中ですが、安全第一でくれぐれも熱中症や労働災害事故のないようにと声掛けをして、皆さんの安全のお祈りし組織拡大パトロールを終了しました。

### 吉野支部 組織拡大&防災パトロール

吉野支部では9月14日(土)に組織拡大防災パトロールを防災委員の田中委員と2名で実施しました。防災活動では屋根や樋、外装の改修工事をされている現場に立ち寄り、足場設置の点検等を行いました。

今年はいつもの以上に暑い日が続く、職人さんにも体調管理が大変だとお話されていました。

その後、吉野支部管轄内を約1時間かけて巡回し、建築組合としての啓発活動と仕事の確保、建築に携わる未加入の職人さんに声を届くことを願いました。

引き続き、



役員2名で外装改修現場をパトロール

### 「青協の魅力UP! 青年層の仲間を応援!」 組合業務をよく知る」学習会を開催

9月6日(金)の18時半より組合業務を学ぶ説明会を開催、参加した青年仲間は26名でありました。

組織拡大強化・魅力向上に向けて青年部員や青年組合員を対象にして、組合が取組んでいる主な業務の再認識も含めて本部書記の大会と能城が説明をしました。

組合には一人親方労働者加入できる労働保険事務組合の窓口があること。中建国保という償還金や傷病手当金などの大きな魅力があること。他にも建設業許可申請の相談や手続き、建退共の証紙貼付、産廃処理の提携先があること。多岐にわたる業務を取り扱っていることを資料も交えて、

今回は1回目の試みもあり広く浅くの説明で終わりましたが、今

### 香芝支部 秋の組織拡大行動

9月13日の午後1時半に支部長をはじめ支部役員4名が支部事務所集合し、車2台に分かれ現場訪問行動を実施しました。

二上方面に向かうとリフォーム現場があり、塗装屋さんやクロス屋さんで作業中でした。未加入者でしたので組合PRをして組合パンフレットや紹介カードを渡して、知り合いの職人さんにも声を掛けてもらえようお願いします。

駅前に新築現場を見

ついで訪問しましたが誰もいませんでした。五位堂方面に向かい新築現場を見つけた訪問したところ左官屋さんで作業していたので声を掛けました。未加入者の方に入ることでした。パンフレットや紹介カードを渡して知り合いの職人さんを紹介したら紹介



訪問現場には組合ポスター貼付のご協力

## 組合顧問弁護士へご相談下さい

- ◎工事中・後の施主との 工事代金不払い
- ◎手形や小切手の取引の問題
- ◎竣工後の施工面のクレーム
- ◎債権回収の相談
- ◎元請や業者間との賃金不払い
- ◎従業員への賃金や雇用等に関する問題

上記のような問題等を抱えておられたら、一人で悩まずにご相談下さい。組合では顧問弁護士と契約を結んでいます。最初の30分間は無料です。

- ・まずは組合本部へご連絡下さい。
- ・直接、ご連絡頂く場合は建築組合員ですと申し添え下さい。

奈良総合法律事務所 0744-23-8611

日学んで頂いたことを未加入者への声かけにも役立てていただき、「組合には労働保険や健康保険はじめ色々な魅力・業務があるよ」ということだけでも結構ですので、一人でも多くの未加入者紹介をお願いします。



熱心に受講される青年仲間

願っています。(本部書記 能城記)

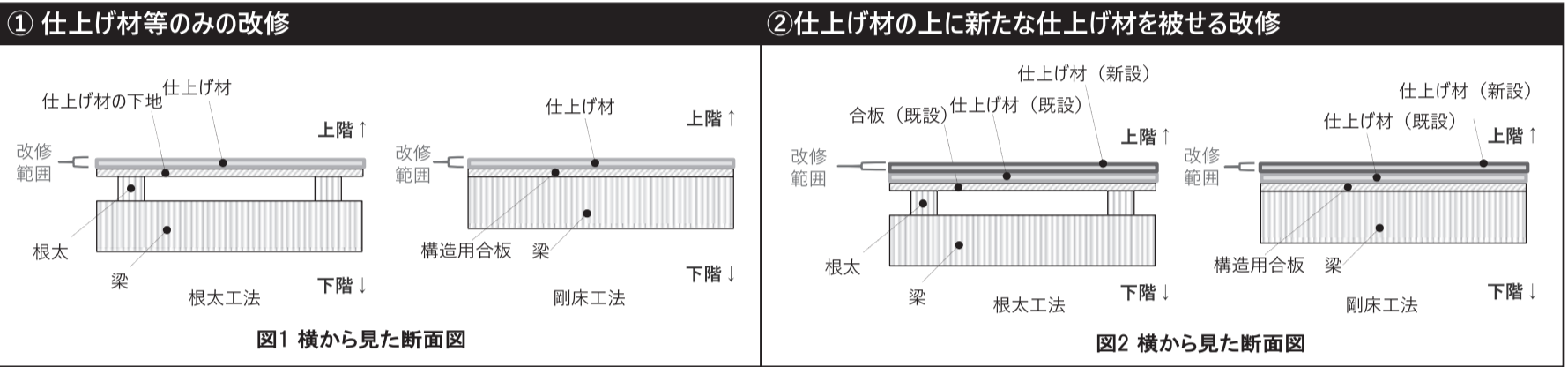
# 国交省通達 床及び階段の改修は確認申請不要

国交省住宅局は、8月28日「床及び階段の改修に関する建築基準法上の取扱いについて」を発出しました。(下図参照) いわゆる4号特例の見直しに関わっては、「『大規模の修繕および大規模の模様替え』に該当する・しない」が建築確認申請の要・不要に直結することから重要なポイントとなっています。屋根や外壁の取扱いについてはすでに「技術的助言」が出されてきましたが、このたび(8/28付)で「床および階段」の改修の取扱いが示されました。

## 1. 床の改修

- 床の仕上げ材のみの改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。
- また、既存の床の仕上げ材の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

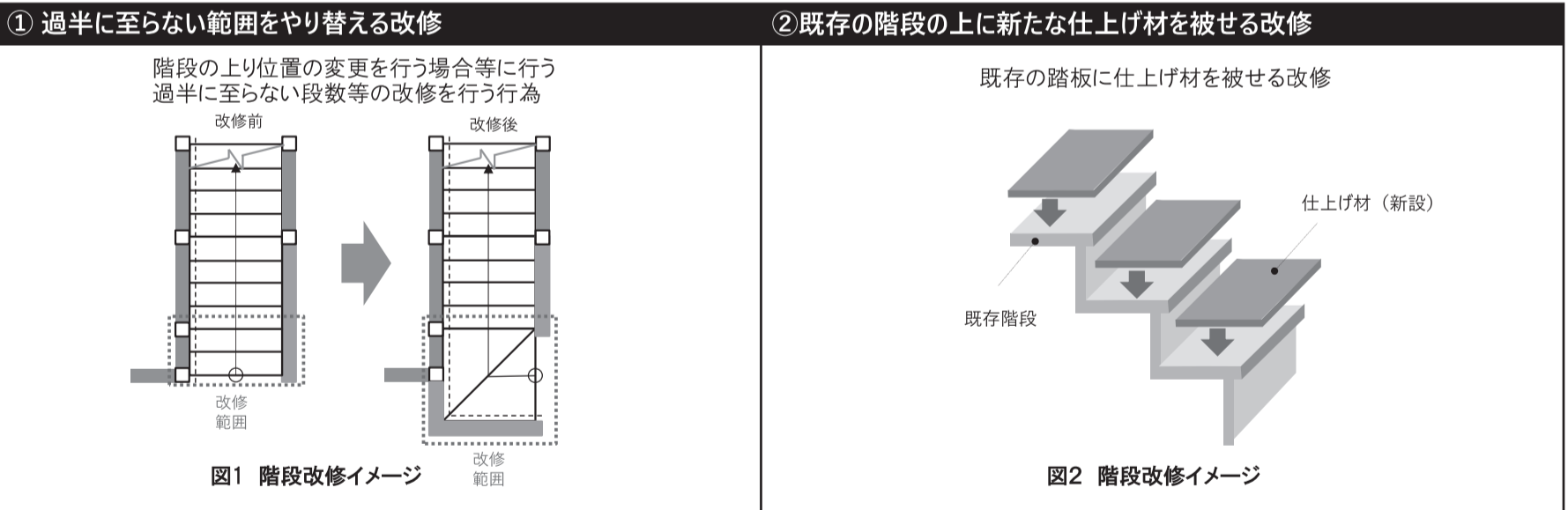
大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない床の改修等の例 (あくまでも例であり、実情に応じて判断すること)



## 2. 階段の改修

- 各階における個々の階段の改修にあたり、過半に至らない段数等の改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。
- また、既存の階段の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない階段の改修の例 (あくまでも例であり、実情に応じて判断すること)



**組織拡大行動に取り組んでいます! ~組合未加入の方を  
紹介してください~**

「声を大きく、団結を大きく」して仕事とくらしを守ろう!  
私たちの切実な要求の実現には「数の力」(組合力)がカギをにぎります。

「きびしい今こそ仲間の支えあい」~多くの仲間の協力が必要です!  
仲間の皆さんの「日常のつながり」を活かして未加入者をご紹介ください。

**組合が大きくなれば、魅力・メリットも充実・発展へ!**  
建設国保や共済などの事業は仲間が増えれば充実・発展につながります。

**団結**

### 建築物の解体・改修の

# 石綿事前調査結果の電子報告が始まっています。

令和4年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労基署・自治体に報告する制度です。

建築物の解体・改修工事に伴うアスベスト（石綿）飛散防止対策の強化のため、石綿障害予防規則や大気汚染防止法などの関係法令が改正されています。

R3年4月から義務化されている主な事項は、事前調査の方法の明確化（設計図書等と目視で確認）、事前調査結果の保存（3年間）と現場への備え付け、作業実施状況の写真等による記録・保存（3年間）、石綿含有成形板等の除去に対する規制（切断等の原則禁止など）、吹付石綿・石綿含有保温材等の除去に対する規制（資格者による取り残しの確認）などになります。

令和4年4月1日以降は、解体工事部分の床面積合計が80㎡以上の解体工事、請負金額が100万円以上の改修工事については、石綿の有無に関らず、施工業者が作業開始前に現場管轄の労働基準監督署並びに都道府県へ届出ることが義務化されています。

※奈良県の窓口は県景観・環境総合センター／桜井市栗殿（※奈良市は除く）

また、令和5年10月施行では「事前調査の有資格者（一般建築物石綿含有建材調査者）による実施」などが義務化されます。

◆罰則として、石綿障害予防規則による違反は6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金、大気汚染防止法違反では①除去等の方法違反の場合、3ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金、②事前調査の未報告・虚偽の報告の場合は30万円以下の罰金となります

詳しくは、厚生労働省、環境省のホームページ等でご確認ください。

## 2022年（令和4年）4月より ※石綿の有無に関らず 事前調査結果等の届出が義務化

パソコン・スマートフォン等による電子報告にて行います。

（下記参照）

電子申請の場合は、労働基準監督署・自治体に出向くことなく、一度の操作で行えます。やむを得ない事情がある場合は、書面で提出も可能です。書面で提出する場合は、現場管轄の労基署と都道府県へ届出が必要です。

### 石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

※システムの利用には認証システム「GビズID」を取得していただく必要があります。

- ①解体工事部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- ③請負金額が100万円以上の特定の工作物の解体・改修工事

※②建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって、既存の躯体の一部の除去・切断・破砕等を伴うものを含まず。

## 2023年（令和5年）10月より 事前調査を行う者の要件が新設

建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者（以下の資格）に行わせることが義務化

- ①一般建築物石綿含有建材調査者
  - ②特定建築物石綿含有建材調査者
  - ③一戸建て等石綿含有建材調査者
- ※③は一戸建て住宅・共同住宅の内部に限定

## 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）開催のご案内

主催：（公社）奈良県労働基準協会

日時 11月12日（火）～13日（水）／9時30分～17時

場所 組合本部会館 / 定員40名

受講料 46,530円

受講資格 「石綿作業主任者技能講習の修了」や「学歴に応じた建築の実務経験」や「建築に関して11年以上の実務経験を有する」など受講資格が必要。

申込先 申込書と受講料の提出先は「奈良県労働基準協会」まで。

※受講申込書は組合本部にもありますのでご連絡頂ければFAXさせていただきます。



職人さんに声掛けする榎原支部の役員さん

お彼岸が近くなつたこの時期でも朝から30度越えの酷暑でしたが、建材や金物類を購入するために来店した建築職人の方たち約30人に声を掛けて、組合パンフやティッシュを手渡ししました。

「一人親方労災や職

6回目の朝宣伝行動として9月13日（金）の朝8時から9時までビバホーム榎原店において、榎原支部より浅岡支部長はじめ瀬川さん、花岡さん、安田さん、北葛支部からは松井支部長、藤井本さん、元神さんの協力を頂き、本部からは書記3名が参加して宣伝行動を実施しました。

職人さん達が休憩の合間に組合パンフを見て、一人親方労災や中建国保などの魅力を

## ビバホーム榎原店で 最終第6弾の朝宣伝

人のため健康保険（中建国保）を取り扱っています。何かあれば問合せ下さい。」と声掛けをし、是非、組合加入して下さいとお願いました。



朝宣伝に参加された役員皆さん

（本部書記 能城記）

### 組合本部の正職員を募集しています

- ◎業務内容：労災保険、中建国保の業務等
- ◎基本給：230,000円
- ◎勤務時間：AM 8時45分～PM 5時15分まで
- ◎パソコン（ワード・エクセル対応）出来る方
- ◎普通自動車免許（AT限定可）
- ◎年齢：40歳以下の方（男性に限る）
- ◎連絡先：0744-22-5115

### 本部職員(アルバイト)を募集しています

- ◎業務内容：会計事務又は中建国保事務
- ◎時給：1,100円
- ◎勤務時間：AM 8時45分～PM 5時15分まで
- ◎パソコン（ワード・エクセル対応）出来る方
- ◎普通自動車免許（AT限定可）
- ◎年齢：45歳以下の方（女性の方）
- ◎連絡先：0744-22-5115

### 仲間や建築現場の紹介をお願いします

組合では春と秋に組織拡大強化月間を設けて、新規加入者100名を目標に各支部組織拡大運動に取り組んでいます。  
現場や取引先や友人知人など、組合に未加入の建築関係の方がおられましたら、事業主・一人親方・職人を問わずご紹介をお願いします。

ご紹介いただける方がおられましたら、組合本部または所属支部までご連絡ください。  
皆さんによる「未加入者の掘り出し」と「声かけ」が最大の力となります。

※紹介者にはクオカード(500円券)を進呈させていただきます。



### 今月の労災事故件数

(令和6年8月21日～令和6年9月20日まで)

一人親方4件／一括有期5件

項目	一人親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	0	1	0	1
2. 転倒	2	2	0	4
3. 飛来・落下	0	1	0	1
4. 電動工具	0	0	0	0
5. 切れ・擦れ	1	0	1	2
6. 踏み抜き	0	0	0	0
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	0	0	0	0
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他(激突・感電等)	1	0	0	1
合計	4	4	1	9

### ようこそ組合の仲間へ

令和6年8月新加入(敬称略)					
支部	氏名	年令	職種	紹介者	
北葛	森口 靖彦	66	配管工	岡本 龍二	
令和6年9月新加入(敬称略)					
支部	氏名	年令	職種	紹介者	
奈良	矢幡 義男	48	配管工	岡本 龍二	
北葛	喜多 努	52	電工	大内 浩	
北葛	千明 輝希	23	大工	元神 満治	
北葛	吐田 匠	29	大工	吐田 勉(五条)	
北葛	和田 真幸	50	建具	中峯 克之	
香芝	高垣 重彬	37	建具	和田 全示	
香芝	和田 浩司	48	建具	和田 全示	
檀原	田守 凌	28	大工	浅岡 政則	
檀原	錦 英二	47	内装業	浅岡 政則	
五條	山下 裕久	47	大工	中田 米晃	

### 心からご冥福をお祈りいたします

令和6年9月死亡

宇陀支部	山内 修一氏	大工	(89歳)
檀原支部	岡本 正道氏	大工	(79歳)

### 組合員 2,242名 支部組織人員(令和6年9月20日現在)

奈良	136
生駒	180
山添	30
都祁	17
郡山	55
斑鳩	44
天理	161
東宇陀	17
田原本	71
北葛	300
桜井	122
香芝	105
宇陀	130
檀原	483
菟田野	41
東吉野	19
御所	82
吉野	51
中吉野	66
五條	96
川上	11
西吉野	7
天川	2
十津川	13
下北山	3
合計	2,242

『先月より1名増』

### 情報コーナー

各種試験・技能講習のご案内  
奈良県労働基準協会や防災防奈良県支部では各種技能講習会をおこなっています。  
※(組本)は組合本部が会場

#### ◎奈良県労働基準協会主催

問合せ先 0742-3612040

#### ◎玉掛け技能講習

学科 10月15日～16日(組本) 実技 10月17日

学科 11月21日～22日(組本) 実技 11月25日

◎建築物石綿含有建材調査者講習

学科 11月12日～13日(組本)

◎石綿作業主任者技能講習

学科 12月12日～13日

◎有機溶剤作業主任者技能講習

学科 11月28日～29日

◎フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 12月17日

◎建設業労働災害防止協会主催

問合せ先 0742-22213345

◎足場の組立て等作業主任者技能講習

学科 R7年1月15日～16日

◎石綿作業主任者技能講習

学科 R7年1月28日～29日

◎フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 11月16日

◎足場の組立て等業務に係る特別教育

学科 11月21日

申込みは労働基準協会並びに防災防奈良県支部までお問合せ下さい。

基準協会や防災防ホームページでも確認できます。

# 国保予算概算要求

## 総額2613.3億円を要求

### 前年度予算比36億円減に

#### 自民党議連総会 保険局長「必要な予算を確保に全力で努めていく」

建設国保の育成・強化をはじめとした予算確保に向けて概算要求に盛り込んで貰うための最後の大衆行動として、8月末に各省庁から財務省へ提出される概算要求に向けて、全建総連から各政党への要請行動を進めています。

21日には自民党(議連総会)、立憲民主党、公明党とも意見交換を行い、建設業の現状認識の共有を図るとともに、予算確保に向けて理解を求めました。

21日に自民党本部で、全建総連中西委員長は、100万人署名の国会請願採択のご協力に感謝を述べると共に、建設国保、処遇改善の推進をお願いしました。全建総連の要望に対して、国保組合の所管部署である厚労省の鹿沼保険局長は、「必要な予算確保に全力で努めていく」との回答がありました。

渡辺博道議連幹事長が平沢勝栄議連会長のメッセージを代読し、「この間、建設業の現場環境改善、賃金引上げは政府の最重要課題として取組んできました。改正担い手三法を踏まえ、働き方改革の推進、適正水準の確保に努め、建設国保が保険者機能を発揮するために必要な予算確保へ取組んでいきたい」と述べました。

8月末日に厚労省が財務省に提出する2025年度(令和7年)度概算要求の国保組合予算は、総額で2613.3億円と2024年度予算比で36億円減となりました。概算要求に向けて、この間ご奮闘・ご協力頂いた各県連組合の役員・組合員とその家族の皆様にご感謝申し上げます。

年度の予算編成までは予断を許さない状況が続きます

8月末日に厚労省が財務省に提出する2025年度(令和7年)度概算要求の国保組合予算は、総額で2613.3億円と2024年度予算比で36億円減となりました。概算要求に向けて、この間ご奮闘・ご協力頂いた各県連組合の役員・組合員とその家族の皆様にご感謝申し上げます。

暮らしに大きな影響が出る中での、国保組合予算における概算要求のたたかきとなりまして。年末の予算確保に向けてハガキ要請行動をはじめとした大衆運動の発展および国民医療の拡充を基本に、引き続き運動の強化を図っていきます。一連の課題克服のため、大衆運動の強化や中央段階での働きかけを強化し、「建設国保3つの危機」打開をめざします。

国保組合関係以外でも、安全対策に関する予算では、墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における防災対策及び一人親方等の安全衛生対策の推進を図る予算など、6億3131万円を要求しています。建設業の魅力向上では、建設業は将来の担い手確保が喫緊の課題であるため、働き方改革の推進、生産性向上に向けた経費、女性や若者の入職・定着の促進等に係る経費として3億円を計上しています。住宅の耐震化、地域防災力向上に向けて「住宅・建築物防災力緊急促進事業」を新設し、300億円を計上、住宅の耐震化および防災性の確保、地域の防災拠点となる建築物の整備を緊急的に支援することで事前防災を加速させると強調しています。

厚労省は石綿対策費について、事前調査を徹底する等の施策の充実を図る予算を含め、21億3447万円を要求しています。



建設技能者を応援と挨拶する渡辺議連幹事長



仲間が送ったハガキを読む厚労省職員

#### 檀原支部

### 檀原ニュータウンで住まいの無料相談

9月8日(日)に檀原ニュータウンの白檀町自治会館において、浅岡支部長はじめ8名の役員さんが相談員として住まいの無料相談に対応しました。檀原市には後援協力もいただき、当日も一緒に相談活動をしていること、窓口に「大工・左官・塗装・板金・クロスなど」熟練した専門職が対応していることを、白檀ニュータウンは約8千人が住まいるビッグタウンでありながら、築45年以上が経過し老朽化や耐震性の懸念、住民の高齢化も加速しています。自治会からも「相談先がない」「安心できる職人さんや施工業者が何処にいない」など困っている住民は多くいると聞きます。また、悪質な点検商法から住民を守る運動の一つとして「点検商法にご注意ください」というポスターも自治会館に掲示して頂いております。今回は9名の相談者があり、外壁塗装や劣化対策、天井劣化・襖貼り替え、雨漏り、ブロック塀の撤去や補修等についての相談で、その場で現場を確認し、後日、見積り提出等になりました。相談者からは「即、住まいの悪いところを見てくれるので助かります」と、言って頂きました。

10時から15時までの短い時間ではありますが、建築組合にはその道のプロがいて、この道のプロがいて、と。住まいの困りごとがあれば身近な職人へ呼び掛けることが出来ました。

こうした運動を継続することで地域住民の目にも留まり、組合員の「仕事おこし」に繋がればと考えます。

※檀原支部  
浅岡、瀬川、安田、花岡、仲谷、丸田、古川、浅岡尚  
(順不同・敬称略)  
組合本部 松井、大井  
(檀原支部 浅岡支部長記)



住まいの相談に対応する相談員の皆さん